

## 役員の報酬及び費用に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人全国子ども会連合会（以下「この法人」という。）定款 29 条の規定に基づき、この法人の理事及び監事の報酬及び費用について定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める役員としての報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。
- (4) 会員とは、この法人の定款 5 条に定める正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員をいう。
- (5) 元会員とは、過去に会員であった者をいう。

### (理事報酬額)

第 3 条 理事のうち、常勤理事（この法人を主たる勤務場所とする者）の報酬は、別紙記載の金額を上限とする。

2 非常勤理事の報酬は、理事会等参加 1 日につき 5000 円とする。（前泊又は後泊した場合は 2 日分支給する）

### (監事報酬額)

第 4 条 会員又は元会員から選出された監事の報酬は、理事会等参加 1 日につき 5000 円とする。（前泊又は後泊した場合は 2 日分支給する）

2 会員又は元会員以外から選出された監事の報酬は、理事会等参加 1 日につき 3 万円とする。（前泊又は後泊した場合でも 1 日分のみしか支払わない）

### (費用)

第 5 条 役員が理事会等に出席するための交通費及び旅費（宿泊費を含む）については、全額支給する。

2 役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 6 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 7 条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

#### 附則

1 この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程の条項にかかわらず、この規程の第 3 条第 2 項については、平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）に限り、次のとおり、読み替える。

「非常勤理事及び監事の報酬は、無報酬とする。」

3 第 3 条及び第 4 条の規定は、平成 29 年 5 月 30 日の総会で変更し、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。この変更に伴い、同総会において、従来の第 4 条～第 7 条を第 5 条～第 8 条に変更する。

別紙

<常勤理事の報酬>

年額報酬：上限額の 300 万円の範囲内で理事会の決議によって定める。  
通勤手当は実費支給とする。